

時津町後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 1 号）の一部改正

改 正 案	現 行
（町において行う事務） 第 2 条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 2 9 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7）略 <u>（8）</u> 略	（町において行う事務） 第 2 条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 2 9 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7）略 <u>（8） 広域連合条例附則第 3 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>（9）</u> 略